

玄界環境組合入札説明書

1 目的

玄界環境組合所掌の契約に係る指名競争入札を行う場合における入札その他の取り扱いについては、玄界環境組合契約事務規則（平成18年3月1日規則第3号、以下「契約規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによるものとする。

2 入札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。
- (4) 予め配布した仕様書及び図面等は、入札前に返却すること。
- (5) 入札参加者は、別途定める様式の「誓約書」を提出すること。
- (6) 入札参加者が、代理人をして入札させる時は、別途定める様式の「委任状」を持参させること。この場合、「入札書」には代表者の所在地、商号又は名称、代表者名及び代理人名、委任状に押印された使用印を押印すること。
- (7) 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 「入札書」は、別途定める様式により作成し、件名（表面に「〇〇入札書」及び自己の名）を記した封筒に入れ、封印して提出すること。様式は、総価契約用及び単価契約用の様式があるため注意すること。
- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。別途指定の様式を付加する入札の場合はこの限りではない。
- (10) 総価契約の場合、落札価格に係る消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等額」という。）を加算した金額を契約金額とする。また、単価契約の場合は、入札金額をもって契約金額とする。なお、消費税等額算定に当たっての税率は、当該算定時に有効な税率とする。
- (11) 入札の無効は、契約規則第18条の各号に該当した場合とする。

3 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、別途定める「入札辞退届」を提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることができる。
- (2) 入札参加者が1人の場合、入札の執行は中止する。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、契約規則第23条により定める。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を定める。
- (3) 前項の場合において、当該入札した者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせる。

7 契約書等の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。

8 異議の申し立て

入札をした者は入札後、この説明書、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 その他

入札参加者の費用弁償は行わない。